

環境回復検討会

(第1回)

平成23年9月14日

環境省

水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行一△

大気生活環境室長：それでは、今回まず第1回でございますので、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。皆さん、中央からご紹介しますけども。鈴木委員でございます。鈴木委員は中央環境審議会会長でございますけども、座長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。そのお隣が中杉委員でございます。中杉委員には座長代理をお願いしたいと思います。

申し遅れましたが、資料1に、検討会の先生方のご所属等がございますので、そちらをご参照いただきたいと思います。続きまして、私のお隣よりご案内いたします。崎田委員でございます。

崎田委員：崎田でございます。

大気生活環境室長：稲垣委員でございます。

稲垣委員：稲垣でございます。

大気生活環境室長：大迫委員でございます。

大迫委員：大迫でございます。

大気生活環境室長：大塚委員でございます。

大塚委員：よろしくお願ひします。

大気生活環境室長：田中委員でございます。

田中委員：田中でございます。

大気生活環境室長：古田委員でございます。

古田委員：古田です。よろしくお願ひします。

大気生活環境室長：細見委員でございます。

細見委員：細見でございます。

大気生活環境室長：森委員でございます。

森委員：森でございます。よろしくお願ひします。

大気生活環境室長：森口委員でございます。

森口委員：森口でございます。よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：続きましては、事務局でありますけれども、環境省からの出席者をご紹介いたします。細野大臣です。

環境大臣：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：高山環境大臣政務官です。

環境大臣政務官：環境大臣政務官の高山です。どうぞお助けください。よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：南川事務次官です。

環境事務次官：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：谷津官房長です。

大臣官房長：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：伊藤廃・リ部長です。

廃棄物・リサイクル対策部長：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：鷺坂水・大気環境局長です。

水・大気環境局長：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：関水環境担当審議官です。

水環境担当審議官：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：上河原自動車環境対策課長です。

自動車環境対策課長：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：牧谷土壤環境課長です。

土壤環境課長：よろしくお願いいたします。

大気生活環境室長：私は大気生活環境室の大村でございます。よろしくお願ひします。それから、本日は、内閣府の原子力災害対策本部の被災者支援チームから、放射線班の高畠室長にもご出席いただいております。

原子力被災者生活支援チーム班長：よろしくお願ひします。

大気生活環境室長：続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。議事次第のところには配布資料一覧がございます。まず、資料1でございますが、委員の名簿でございます。資料2が設置要綱、資料3-1、3-2が放射性物質汚染対処特措法の概要と条文でございます。それから、資料4-1が、除染に関する緊急実施基本方針、資料4-2が市町村による除染実施ガイドライン、資料5はチェルノブイリ原子力発電所事故時の除染等についてという資料でございます。資料6が文部科学省等によるモニタリングの測定結果というものです。資料7が論点メモになっております。

それから参考資料1、一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について。そして、参考資料2が8,000Bq/kgを超え云々ということで書いてあるものでございます。

それから、森口委員からご提供いただきました資料が別でございます。ここまで公開をする資料でございますが、その後ろ、色のついた紙の後ろ側が「委員限り」の資料ということで限定させていただきます。これについては公開はしないという整理にしておりますので、取り扱いには十分にご注意いただけるようお願い申し上げます。

「委員限り」の資料が二つございます。一つは、議論の諸要素と題して書いてございます。もう一つがセシウムの減衰表というものでございます。以上、資料のもし過不足がありましたら、事務局の方にお申し出ください。

ないようでございますので、それでは鈴木座長、議事進行の方よろしくお願ひいたします。

鈴木座長：大変大事な検討会と思ひます。座長を仰せつかりました鈴木です。どうぞよろしくお願ひいたします。先ほど配られた資料をそれではご覧いただけますか。

先ほど大臣の方から、本当に心意気をお伺いしたと思っております。震災以来、ちょうど半年が経過いたしました。これから本腰を入れて、放射性物質によって汚染された地域をどういうふうに除染、回復していくのか、大事な課題を、ある意味ではここでその、枠組みのようなものを決めさせていただくということになるかと思ひます。

委員の先生方には本日初めてお会いになる方々も多いと思ひますが、たぶん思ひは一つだろうと思ひます。それに向かつて具体的にどういうふうに進めていくのか、それをまた

国民に対して透明性を持って、きっちりと合理的に納得をしていただく形を作っていく。これが私たちの役割だろうと思います。その辺をご理解いただき、事は急を要すると言いますか、2カ月ぐらいで仕組みをとにかく作らなくてはいけないということもございませう。ぜひ、いろいろ皆さんのこれまでのご経験等々を含めて、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、早速ですが、事務局の方から本日の検討会の資料に基づきまして、趣旨、設置要綱等々につきまして、ご説明をお願いいたします。

土壤環境課長：それでは、資料の2をお願いいたします。設置要綱でございますが、時間の関係で簡単にご説明させていただきます。

目的でございますけれども、先般成立いたしました特別措置法を受けまして、今回の原子力事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置、これに関する検討を行うことを目的としております。検討事項といたしましても、同様でございます。

この検討会におきます公開等の扱いでございますが、検討会自体は非公開でやらせていただきたいと思います。しかし、議事要旨につきましては環境省のホームページに掲載をするということにさせていただきたいと思います。また、この検討会の終了後、事務局から記者に対して、その内容等についてご説明をさせていただく予定でございます。以上でございます。

鈴木座長：今までのところにつきましては、何かご質問等ございますでしょうか。また、追々ご説明をいただく中で、ご議論をいただくこともあろうかと思っておりますので、それでは次へ進めさせていただきたいと思います。

本日は第1回目ということになりますので、先日成立いたしました、8月の末ですか、何しろ本題の名前は72文字ある大変長い名前の法律、略称が「放射性物質汚染対処特措法」、それから先日決定されました除染に関する緊急実施基本方針、これにつきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

一井補佐：それでは、法律の方について、ご説明をさせていただきます。資料は資料の3-1と3-2がございますけれども、時間の関係で資料3-1をざっと説明させていただきたいと思います。

こちらが放射性物質汚染対処特措法でございますが、8月23日に衆議院の環境委員長の方から提案をされまして、26日に成立して、30日に公布、一部施行されているものでございます。全面施行は来年の1月1日になります。

それでは、具体的に内容説明させていただきます。まずは、目的ですけれども、放射性物質による環境の汚染への対処に関して、国ですとか、地方公共団体等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康または生活環境への影響を速やかに低減することを目的としてございます。

また、責務についても定められておりまして、国については原子力政策を推進してきた

ことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施すること。また、地方公共団体につきましては、国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすということが定められております。

また、関係原子力事業者というのがこの法律で定められておりまして、東京電力になりますけれども、そちらについては、誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国または地方公共団体の施策に協力をする、とされております。そのほか、国民の責務等も定められております。

具体的な制度についてですけれども、まず基本方針の策定というのが一番最初にきまして、そちらでは環境大臣は汚染への対処に関する基本方針の案を策定して、閣議の決定を求めるとされておりました、具体的には、汚染への対処の基本的方向性ですとか、あとは廃棄物の処理や除染の基本的事項について定めることとされてございます。

また、基準の設定ですけれども、こちらについても環境省令において、廃棄物ですとか、土壌の処理の基準を定めることとされております。

あと、監視及び測定の実施としまして、国は、環境の汚染の状況を把握するためのモニタリングをしっかりと行うという規定もございまして、

具体的対処につきましては、大きく分けて二つございまして、一つ目が放射性物質により汚染された廃棄物の処理。二つ目が土壌等の除染等の措置というふうに大きく二つに分かれます。

まず、前者の方の廃棄物の処理の方についてご説明させていただきますと、大きな箱の左側ですけれども、二つございまして、地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている恐れがある地域の廃棄物と、もう一つはその地域外の廃棄物であって、汚染状態が一定の基準を越えるようなもので、環境大臣が指定をしたもの。具体的には、例えば、廃棄物の焼却施設から生じたような、ばいじんとかがございまして、そういうものについては国が処理をすると定められております。それ以外の汚染レベルの低いような廃棄物の処理については、現廃棄物処理法の規定を適用するという条文になってございます。

その次は、右側の土壌等の除染等の措置の方にいきますけれども、こちらについても、大きく二つございまして、国が直轄で除染をする地域というのと、地方公共団体を中心になって除染をする地域という、大きく分けて二つございまして、

まず、前者の方ですけれども、とと分けていただいたところに記述をしております、まず前者ですけれども、環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案して、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定するようになってございまして、この指定の要件を環境省令で定めることとされてございます。こちらの地域につきましては、国が計画を策定して、除染等の措置を行うということになっております。

二つ目の地方公共団体を中心になって除染等を行うという方は、からに規定を書かせていただいております、こちらについても、まず環境大臣がで先ほど述べました以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域を指定することとなっております、こちらの要件についても環境省令で定めることとされております。

この地域について、「都道府県知事等」とここで書かせていただいておりますのは、都道府県知事と政令で定める市町村を含むということで、市町村長を含むということですが、こちらについて、詳細のモニタリング等を行いまして、その結果、汚染状態が要件に適合しないと認められる区域について、除染等の措置に関する計画を定めることとされておりまして、この計画を定める区域の要件についても、環境省令で定めることとなっております。こちらの地域につきましては、基本的に土地の管理者が除染をするということになっておりまして、例えば、国が管理する土地は国、地方公共団体が管理する土地は地方公共団体というのが基本的な原則となっております。また、民有地につきましては、市町村の方が除染を行うという規定になってございます。

これらの地域につきましては、地方公共団体から環境大臣に要請があつて、かつ、一定の事項に関して必要があると認めるときについては、国によって代行するという規定が別途設けられております。

廃棄物の処理と除染の措置、両方に共通することですが、廃棄物の不法投棄ですとか、汚染土壌の不法投棄を禁止してございます。これが大きなスキームになります。

これらの廃棄物の処理ですとか、除染等の措置を円滑に進めるために、処理等の推進という規定がございまして、下の矢印が伸びている先ですが、国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の必要な措置を実施するということとされております。また、費用についてですが、国は財政上の措置をしっかりと実施するということと、この法律に基づく措置については原子力損害賠償法により、関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施するという規定が設けられてございます。

最後ですが、検討条項といたしまして、本法施行から3年後、施行状況を検討して、所要の措置を講ずるということと、あとは放射性物質に関する法制度のあり方について今後検討していくという規定が設けてございます。簡単ですが、法律の説明自体をさせていただきました。

鈴木座長：ありがとうございました。この特措法につきましての、何かご質問等はございますでしょうか。はい、どうぞ。

崎田委員：ちょっと、あまり時間の余裕がなく、今のお話を伺って、感想のようなことを一言お話をさせていただくことはできないでしょうか。

鈴木座長：はい、どうぞ。

崎田委員：よろしいでしょうか。申し訳ありません。今、ご説明いただきましてありがとうございます。私は、暮らしと地域の視点から、市民も参加をしてという環境活動しております。環境まちづくりに参加するような事業を作っていく。そういうことに取り組んでまいりました。

今回のこの本当に放射線の影響も新しい事態、まったくこれまで想定されなかったことなわけですけれども、本当にこういう状況になったからには、知見のある方や、それから担当される方、そして各省庁の皆さんとか、本当に連携していただきながら、きちんと国民の信頼ができるように、こういう制度ができていくというのは大変重要だというふうに、関心を持っておりました。そういう中で、今回この特措法を非常に緊急に作っていただいたというのは大変、私は国民の信頼にとっても、これを大事なきっかけになれるんだと歓迎しております。

それで、なお、これが国のリーダーシップと今までは市民の参加という流れで、いろいろな環境の取り組み進んでまいりましたので、ぜひ今回もやはりそういう市民のリスクコミュニケーションというところが大変重要だというふうに、指摘されておりますけれども、割に地域住民がきちっとそういう人たちの意見がうまく入っていくような。そして、コミュニケーションの成り立つような中で、信頼感の醸成につながればいいなと思っています。よろしくをお願いします。

それで、たまたま私、昨日、福島県の伊達市で行われた住民説明会に参加をしてみました。それは放射能の汚染のある廃棄物を、低レベルなので、センターで処理をしてもらうための住民説明会。納得いただくというお話をする説明会なんですけど、やはりそういうときに、廃棄物処理だけではなく、地域の方にとってはやはり除染のこと、あるいは、国とか、県、みんながどういう方向とかタイムスケジュールでやっているかという全体感とか、そういうことに大変関心を持っておられます。ですから、ぜひこれを具体的な内容は、廃棄物の処理と除染というのは、手順が違うことかもしれませんが、地域の皆さんにとっては全体的にどういうふうに進めようとしているのか、ということがきちんと伝わるような形で仕組みができていくと大変うれしいなと思っています。

皆さん、すみません、先に意見を言わせていただきまして、申し訳ございません。ちょっとこれから席を外させていただきます。

鈴木座長：ありがとうございました。それでは、もうお一方。

中杉委員：一つだけ今のことお尋ねしたいんですけども、この資料3 - 1のところ、基準の設定というのがあります。この基準の設定というのを、どういうふうに解釈するかということを確認しておきたいんですけども、今回の除染のための措置の、どの基準なのか。というのは、通常、こういう問題が起きてないときの基準というのと、今回の除染のための基準というの。その辺をどういうふうに整理して考えるかということ、考えておかないといけないと思うんですね。今回の状況を受けて、そこら辺のところを法律の方では、どういうふうな整理をしているのかということをお教えいただければと思います。

鈴木座長：具体的な環境基準なんかには相当するようなものは、やはり環境基本法を改定していく上で、放射性物質に関しては、この辺の被ばく等々も含めて、どう考えていくかというのが議論すべき点だろうと思います。今回は、あくまでも除染のための基準と私は理

解しておりますが。

環境事務次官：おっしゃるとおりで、ちょっと一言、すみません。

鈴木座長：はい、お願いします。

水・大気環境局長：基本的にこの特別措置法という位置付けであることでありますように、今回の事故についての特別な処理をしなければいけない、そういったようなことでの法律的な構成になっておりますので、法律に基づく基準等につきましては、当然、今回の除染、あるいは廃棄物の処理の基準と考えていただければと思います。

鈴木座長：つまり、この特別措置法で、ある意味では臨時的というイメージもありますが、同時にやはり長期的に、これから我々がどういうふうに進んでいくかということ的背景にきっちりと置いた上で考えていくという、そういうことですね、はい。

では、よろしければ次の緊急実施基本方針につきまして、ご説明をお願いいたします。

根木補佐：はい。引き続きまして、資料4 - 1から6まで、関連する四つを10分以内ぐらいでご説明させていただきます。

まず、資料4 - 1でございます。除染に関する緊急実施基本方針、これが8月26日に原子力災害対策本部決定をされています。本日は、お隣にこの策定の高島室長に来ていただいておりますので、必要ありましたら、補足いただければ助かります。

まず、本方針の目的でございますが、の辺りに書いてありますが、除染は直ちに取組む必要のある喫緊の課題であると。この特措法に基づく枠組みが動き出すまでの間、この緊急実施の基本方針を示して、除染の取組みを推進します、ということが書かれています。また、その緊急実施の基本方針は特措法の趣旨と整合的なものであると。特措法が成立し、その枠組みが立ち上がり次第、順次移行することとなりますということも書かれています。

また、2番でございますが、除染の実施における暫定目標が四つ規定されております。一つ目がでございますが、追加の被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上にある地域において、段階的かつ迅速に縮小することを目指します、が一つ目であります。

二つ目の目標としまして、年間20ミリシーベルト以下の地域につきまして、追加の被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを長期的な目標とします、ということでございます。

三つ目が、2年後までに一般公衆の推定年間被ばく線量を、約50%に減少した状態を実現することを目指します、ということでございます。

四つ目が、にございますが、2年後までに子どもの推定年間被ばく線量がおおむね60%減少した状態を実現することを目指します。という四つの目標が規定されているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、3番に除染の進め方が規定されておりまして、(1)は基本的考え方でございます。(2)で線量の水準に応じた地域別の対応ということで記載されています。(ア)でございますが、避難指示を受けている地域、計画的避難区域、警戒区域については、県及び市町村との連携の上、国が主体的に除染を実施します、ということが規定されてございます。

また、(イ)でございますが、おおむね年間1から20ミリシーベルトの間の区域でございますが、この区域については、コミュニティ単位での計画的な除染が最も効果的であると規定されておりまして、この1から20ミリシーベルトの中でも、比較的線量の高い地域については、汚染の状況を改善するために、面的な除染が必要と考えられます、と書かれてございます。また、比較的線量の低い区域においては、側溝や雨どいなど局所的に高線量を示す箇所の除染が重要です、ということが規定されてございます。

5ページにいていただきまして、除染に伴って生じる土壌等の処理についても規定されてございまして、長期的な管理が必要な処分場の確保ですとか、その安全性の確保については、国が責任を持って行うこととする、ということも規定されてございます。ただし、このような長期的な管理が必要な処分場の確保を待って除染をしたのでは、迅速な除染が進まない恐れがあると。従って、当面の間、市町村又はコミュニティで仮置場を持つことが現実的であると。国としては、財政的、技術面での市町村の取り組みに対する支援を万全に期して参るということも規定されてございます。以上が、緊急実施基本方針の概略でございます。

続きまして、資料4-2、市町村による除染実施ガイドラインでございます。こちらも同日付で原子力災害対策本部より出されたものでございます。そのガイドラインの位置づけについて規定されておりまして、真ん中にありますが、ガイドラインは各市町村が効率的・効果的に除染を実施するために必要な事項について定めるもの、と規定されてございます。

2ページにまいりまして、除染計画の作成についてエッセンスが規定されています。その目標を設定してくださいと。市町村全体、またその除染対象毎に目標を設定してください、ということがまず書かれておりまして、区域及び対象毎の除染の優先順位付けについても規定されておりまして、具体的にはということで、家屋・庭、道路などの生活圏、特に子どもが利用する学校、公園などの施設において、除染する優先順位が高い、ということも記載されてございます。

少しページを飛んでいただきまして、4ページからは対象毎の除染の方針及び方法に関する暫定的な考え方について規定されておりまして、家屋・庭ですとか、道路ですとか、その分野毎、対象毎の除染の方法について、具体的に記載されておりまして、本日は説明等は割愛をさせていただきます。

また、7ページ、8ページは除染作業の実施にあたってということで、その放射線管理のあり方などについて規定がされているということでございます。

それが主になりますが、ページをおめくりいただきまして、9ページが仮置場の設置及び管理ということも規定されておるということでございまして、大きく二つの、市町村やコミュニティに仮置きする場合の例が、二つ記載されておりまして、

一つが、山積みにする方法ということでございまして、土壌を山積みにならそうとする場合、まず遮水シートをあらかじめ敷くと。また、その除去土壌等は耐水性の材料で梱包して、遮水シートの上に置くと。また、雨水の侵入防止のための遮水シートなどで覆うということが規定されてございます。

二つ目が、まとめて地下に置く方法でございまして、帯水層に達しないよう注意して、除去土壌等を仮置きするための穴をまず設けると。穴の底面に遮水シートを設けて、水が地下に浸透しないようにすると。または除去土壌等は耐水性の材料などで梱包して、穴に入れます。また、その上に、遮水シートで覆うなどの対策をとってくださいということが規定されてございます。

(3)でございまして、除去土壌等が一定量たまった段階で、十分な覆土やコンクリート構造物で覆うなどの方法にて、仮置場の敷地境界の空間線量率が、周辺環境と同水準になる程度まで遮へいを行ってください、ということも規定されてございます。

また、穴空きのところに、その二つの方法のうち、まとめて地下に置く方法で仮置きを行った方が、放射線の遮へいは比較的容易だと考えられますということも想定、記載されてございます。

ページをおめくりいただきまして、11 ページ、(6)でございまして、除染した土地における処理ということについて、記載がされてございます。市町村やコミュニティ毎の仮置場が設置されるまでの間、もしくは処分場が設置されるまでの間、除染を実施した土地、学校、公園、田畑、庭などの土地において、除去土壌等の仮置きを行うことが有効な場合があるということも記載されておるところでございまして。

あと、この場で紹介をさせていただきたいのが、参考資料のうち、ページ数では分かりにくいんですが、後ろから2枚目、ページで言うと後ろから4ページ目、5ページ目あたりをおめくりいただきますと、6月の末、7月の頭に行われた除染の実証実験の結果が載っておりますので、この場で簡単に紹介をさせていただきます。

後ろから4ページ目でして、今見ていただきたいのは、このページのトップに、実証実験結果 D1 と記載されてございます。

いくつかの実験結果、実証事例が載っております。表がありまして、矢印で結ばれておりまして、矢印の上の方が除染前、矢印の下の方が除染後ということで、数字は面積、 $\mu$ Sv/h ということで、農家ですとか、そういったところの除染の結果がいくつか載っております。数字については眺めていただければと思いますが、バラつきもございまして、必ずしも、空間線量率が大きく下がっているとは言えないケースも多いということが、この実証実験結果から見てとれるかなと思います。

もし、よろしければ、急ぎ足になりますが、資料5に進めさせていただければと思います。チェルノブイリ原発事故の除染等について、未定稿ではございますが、環境省でまとめた資料でございまして。

1 ページ目から汚染の概要ということで、1,400 万テラベクレルの放射性物質が大気中に放出され、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの3カ国を中心に、非常に広範囲の土地を汚染したということでございまして。汚染の概要について、具体の説明の方は割愛をさせて

いただきます。また、後ほど、コメントをしていただければ幸いです。

2ページ目の下辺りから、除染対策について記述がございます。要点をかいつまんで、説明させていただきます。

まず、3ページの上辺りでございますが、広域に汚染された農地、牧草地の汚染については、その復旧対策というのは、ほとんど実施されなかったというのが実態でございます。具体的には30～40センチの深さにその土壌の入れ替えが一部行われたりとか、もしくはセシウムの吸収を抑える肥料の散布が実施されたりということはございましたが、それ以上の除染というのは、ほとんど実施されなかったということでございます。

次に、都市部対策でございますが、2 - 1の(1)辺りに記載されておりますけれども、基本的には避難指示が出てないような、あまり汚染が高くないようなところの一部の地域で除染がされたと聞いております。ここに書かれておるのは、特に幼稚園、小学校、病院、こういう人が多く訪れるような公共施設の辺りを中心に、一部地域で除染が行われたということでございます。

その除染の方法としましては、建物の洗浄、もしくは屋根の交換、汚染土壌の除去、道路の洗浄、アスファルトの舗装といった対策が行われたと聞いております。

資料の方を少し飛ばさせていただきますと、5ページで、森林の対策についても記載をさせていただいております。この5ページの一番下の辺りを見ていただけますでしょうか。技術としましては、土壌の除去とか、枝打ちなどの技術が挙げられるとはありますが、チェルノブイリ事故の対策としての実態は、その森林の生態系を乱す恐れがあることとか、コストが高いことということから、森林における除染といったものは、実際には行われていないと聞いております。

次に、6ページでございます。除染で発生した廃棄物対策ということで記載がございまして、例えば、1番のロシアのところ見ていただきますと、土壌の除染にかかる廃棄物が1986年に9,000立法メートル、1988年に15万立法メートルほど、埋蔵処理されたということでございます。比較するものが何かにもよりますが、この量が必ずしもそれほど膨大な量は除染されてないのかなという認識を持っております。ベラルーシやウクライナについても、除染で出てきた、廃棄物処理されたポリウムなどを記載させていただいております。

それでは、駆け足になりますが、続きまして、資料6を紹介させていただきます。モニタリングの結果でございます。まず、最初の数枚が文部科学省の広域復旧モニタリングの測定結果でございまして、ここ、ミッションの説明は割愛させていただきます。結果が1枚おめくりいただきますと、数枚、絵で紹介させていただいております。

文部科学省の広域モニタリングにつきましては、9月から10月にかけてまして、青森から愛知まで、本州の東日本を大きくモニタリングをすでに実施する予定だということっております。

続きまして、図の後の資料でございますが、警戒区域、計画的避難区域における広域モニタリング結果についても、資料付けさせていただきました。こちらも高島室長が主担当で、あと文科省の方と一緒にやられているというものでございます。そのモニタリングの

内容は対象地域、警戒区域、計画的避難区域をモニタリング対象としている。対象地域を2キロメッシュに区切って、1キロ毎に1日当たり、20点程度選定したと。空間線量率を計測したということでございまして、その結果については1枚めくった絵の方でございませう。以上、駆け足でございましたが、関連の資料のご説明でございます。

鈴木座長：ありがとうございました。ほかに文科省のモニタリングのデータとも関連いたしますので、森口委員の方から提出していただいている資料が、委員限り資料の前にございます。これを簡単にご説明して。

森口委員：はい。お時間ちょうだいいたしまして、ありがとうございます。タイトルといたしまして、「航空機モニタリングでまだカバーされていない地域を含めた広域の汚染状況把握のための参考資料」と書かせていただきました。ここのタイトルをお読みいただければ、この資料を用意させていただいた趣旨をご理解いただけるかと思えますけれども、今、ご説明のございました資料6、文部科学省さんの方で順次拡大しておられる航空機モニタリング、最新の資料で福島県会津地方までカバーできているということでございませうけれども、この資料を拝見いたしますと、宮城県の北部の方にやや高いところがあり、それが岩手県の南部の方まで延びているのではないかという話。あるいは、南の方ですと、茨城県南部の方にいわゆる高いところがあるわけですが、これは千葉県北西部の方にまで延びているのではないかなといったことは、かなりいろいろなところですでに報道等されているところでございます。

本日、先ほどご紹介いただいた資料で拝見いたしますと、年間1ミリシーベルトということを考えてまいりますと、時間当たりの線量にいたしますと、0.25マイクロシーベルト程度のところまでは、その（ガイドラインの）検討対象になってくるのではないかということで、そのこともやはり現状把握がしっかりできている必要があるのではないかということで、この資料を用意させていただきました。

表紙に書いてございませうけれども、この資料は私自身が原資料作ったわけではなく、ある民間人の方が文部科学省、経済産業省、あるいは主なデータソースは地方自治体だと思えますけれども、それぞれ個別に発表されて、約400余りのウェブページで公開されているデータを、中心となってる方と、それから協力者の方々が本当にボランティアな努力でデータを集められ、緯度・経度を起こして、それを可視化と言いますか、マッピングをされたデータを基に作成されたものでございます。

詳細はここに書かれておりますウェブサイトを見ていただきますと、これGoogleマップを使っておられますので、詳細把握いただけるかと思えますけれども、ごく簡単にだけ、一部ご説明いたします。

1枚目の裏が、左側が今ご説明のございました文科省の航空モニタリングによるデータ、それから右側がこのウェブサイトに乗っておりますそれぞれの地上測定のデータを集めたものでございまして、凡例、色もこれ、合わせていただいておりますので、両者は大変相関が高いと言いますか、非常によく再現できているということが、ご覧いただけるのでは

ないかと思えます。このデータは全国で測定されたデータすべてマッピングをされておりますので、この左側の文科省の航空機モニタリング、今後、このデータも進められておると思えますので、今後順次拡大されたデータが出てくるかと思えますけれども、それまでの間、より広域の汚染状況の概要を把握する上では、有用なデータではないかということで、お持ちさせていただいた資料でございます。

2枚目の表の方に、今、東日本かなり広域の状況をプロットしておりまして、先ほど申し上げました宮城県北部から岩手県辺りにつながるのところ、それから茨城県南部から千葉県につながる辺り、この辺りも状況をご覧いただけるのではないかなと思えます。

細かいところまで、たくさん資料作っても良かったんですけども、今日限られた時間の中で、こういうデータがありますということのご紹介を目的として、用意いたしましたので、最後のページに福島より南側で、だいたいどの辺りに注目すべきか、それから福島から北方でどの辺りに注目すべきか、ということで、少し拡大したマップを書いております。

最後のページだけ、ちょっと凡例の刻みが違います。文科省さんのデータですと、1マイクロ以下のところはかなりざっくりと切られておりますけれども、年間1ミリシーベルトのところでは判断をするということになりますと $\mu\text{Sv/h}$ にしたときの数字を、つまり「0.いくら」というところを少し詳しく見る必要があるかということで、こんなデータも持ってまいりました。

詳しいことは、このサイトぜひそれぞれ一度見ていただきますと、状況お分かりいただけるかと思えます。すみません、時間ちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

鈴木座長：それでは、本日の主たる議論の方に入っていただきます。資料7の論点メモの方に入っていきたいと思えますが、その前の今までのご説明に関するご質問があれば。

森委員：一点、ご質問がございます。資料4-1で除染に関する緊急実施基本方針の2ページのところに、除染の具体的な目標として、2年後までにと。こういういわゆる目標を掲げているわけですが、これ一つの基準のような気がいたします。今回、特措法に基づきまして、省令の基準を含むということでございますが、それとこの緊急実施の基本方針との関係をどのように整理して考えたらいいかについて、少し整理されてございましたら、教えていただきたいと思えます。

土壌環境課長：実は、この点まさに次の資料の7で、ご議論いただけたらと思えます。つまり、今、特措法ができて、それから緊急実施基本方針がございます。その中に目標がございます。これを踏まえて、特措法の中で目標についてどう扱うべきか、ということについて、まさに次の議題でおはかりをしないと、ご相談をしたいと思っているところでございます。

鈴木座長：あと、緊急実施基本方針というのと、特措法というのはいったい、どういう法

的には上下関係になっているのか、その辺のところなんですけど。

環境事務次官：これは実は上下関係というのはないんですが、ここでできました日付が、8月26日ということございまして、実はまさにこの日にその特措法が通ったと。時間的には基本方針が先に決まって、それから特措法が通ったもんですから、この文章ではまだ法案という案が付いた形になっております。したがって、全体理解としては、まだ法律自身ができるかどうか分からない段階で、基本方針を作ったと。法律ができるか、できないか、国会終盤でどうなるか分からないという状況だったものですから、とりあえず基本方針をまず作ろうと。それで話は進めようじゃないかと。そして、法律ができて、さっき一井が言いましたけれども、本格施行は1月1日なんだということで準備がいりますので、その間休むわけにはいかないと。当面はまずこの基本方針ですつとやっていって、それで、今度は来年の基本的には、1月1日以降は特措法のその体系に溶け込ませていくということございまして、来年以降は主にその特措法で決めた方針の中で進めていくということにしたいと思っています。したがって、これも前提とした上で、じゃあ、来年以降、本格的な除染について、どういう目安でやっていくかについて、ご議論いただきたいと思っております。

鈴木座長：どうぞ、田中委員から。

田中委員：一言で言いますと、この実施基本方針では一番大事なことが抜けています。それは避難してる人たちがいつ帰れるのかという視点がまず一つ、帰すためにはどうするのかということの一つ、そこから除染の基本方針が決められるべきなのですが、その大前提が抜けています。だから、除染が10%とか、ウェザリング効果40%。ウェザリング効果なんていうのは、基本的には考慮してもしょうがないので、積極的に除染をいくらするかということが基本だと思います。私の経験から言うと、除染が10%だったらやらなくてもいいと思う。除染というのを部分的に見れば、除染係数は、5から10はいきます。丁寧にやれば、20はいけます。私がやった限り。だから、それを広域に広げれば、線量は下がるはずですよ。

さっき、モデルでやってみましたけれど、部分的にやると下がりません。セシウムのガンマ線の平均自由行程がだいたい平均で70メートルぐらいありますので、その範囲からガンマ線が届きますので、線量が下がらないということになります。細かいことはこれからたぶん、この論点メモのところでもやられると思うんですが、大事なことはこの基本方針で、避難している人が帰れるということ。それから、現状の被ばく状況にあって、かなり高い地域が福島とか、郡山とか、伊達もそうですけれども、そういった人たちがどうやって安心して生活できるようにするかということの視点かと思えます。

それから、1ミリシーベルトは、これは事故前のレベルですから、そこまで急にできるということはまず不可能です、たぶん。たぶんじゃなくて、絶対不可能と言ってもいいくらい不可能です。ですから、そうすると、そこにあるレベル、除染の限界というのを踏ま

えた上で、健康問題についてどういうふうに住民の方とリスクコミュニケーションを図っていくかということが大事になってきます。そういうところをぜひ含めて、これはもう抜本的に見直していただかないと。

法律が、特措法ができた基本はやっぱり避難住民を帰すということ、それから安心して生活していただくという。またこれから地域指定とか、いろんな議論あると思うんですが、ぜひそういうことも含めて、そういう視点でぜひご議論をいただきたいと思います。

鈴木座長：ちょっとその議論の方に話が進んでしまっているんですが、とりあえずその前に、質問をいただくことは。

大迫委員：航空機モニタリングで、この森口委員の資料等出てまいりましたので、技術的な質問だけさせていただきたいんですが、航空機モニタリングというものの、空間分解能というのはどれくらいあるのか。つまり、この辺の近くの公園は線量が高いよとか、そういったレベルの例えば、10メートルぐらいの空間分解能があるのか、あるいは、今後、あるコミュニティ単位なり、数百メートル、あるいは数キロレベルの中での地域指定に使っていくような意味での分解能なのか、その辺を教えていただければと思います。

根木補佐：文科省の方で行われた航空機モニタリングは、有人の航空機モニタリングでして、飛行高度が150メートルから300メートルぐらいと。それでモニタリングで抑える範囲が、直径、飛行機の下部の300メートルから600メートルぐらいということで聞いています。ここの円内の測定値を平均化したものが、航空機モニタリングの結果と聞いております。

鈴木座長：それではよろしいでしょうか。

大塚委員：ちょっと除染の方、法律の方の関係で質問ですけど、特措法の資料の3-1の下から2つ目の費用の負担のところですが、44条とかが関係するんですけども、それは東電の負担の下に実施するということになっている、求償できるとなっていて、こういう規定が入ったことは、私はとても良かったと思ってるんですけども、除染の費用は、やり方によってかなりの額になると思うんですけども、これはすべて東電の方に負担させられるという、そういう規定の趣旨だと考えてよろしいですね。その範囲に何か限定が、合理的な範囲とかということで、法的には、普通は相当因果関係とかの話が出てくるんですけど、そういうことは、条文には何も書いてないので、全面的に負担させられると考えてよろしいですね。

言っている趣旨は何かと言うと、その辺のところがよく分からないと、除染の全体の費用を、国が最初に負担しても、実際に求償できなくなったりすると、いろいろ支障が出てくると思いますので、一応、最初に確認したいということでございます。

水・大気環境局長：条文の方の、資料3 - 2の43ページに、ちょうど費用負担のところが  
あります。44条見ていただければ分かりますように、この法律に基づいて講ぜられる措置  
については、原賠法の「賠償する責めに任ずべき損害に係るもの」として、東京電力の負担  
の下に実施されるということでございます。ただまあ何と言いますか、それが原賠法の仕  
組みからすると、基本的には民事の世界になっておりますので、それがどこまで求償でき  
るかという問題は残りますけれども、考え方としては予定調和的に東京電力の負担の下で  
この措置が講ぜられると、そんなような考え方です。

大塚委員：中長期的に、同じような除染効果が得られるのに、非常にお金のかかる措置と  
かを仮に採ったとすると、ちょっとその辺が問題になる可能性があるものですから、最初  
にお伺いだけしておきたかったということです。

鈴木座長：よろしければ、あ、どうぞ。

森口委員：すみません。技術的な質問を一点だけさせていただきたいと思いますが、資料  
5の表の1がございまして、汚染状況と避難等の指示が書かれておりますが、これは具体  
的に、例えば、移住奨励という区分で、汚染状況0.39  $\mu$ Sv/hという数字出てまいりますが、  
こういう資料が公表されるということになると、こういう数字のところにお住まいの方、  
かなりの数になると思います。そここのところで非常に不安を抱かれることがあるかと思う  
んですが、この数字はセシウム137だけの線量に関するものか、あるいはセシウム134等  
を加味したものになっているのか、ちょっとそここのところによってずいぶん解釈が違って  
くると思います。本来、自身が知ってなきゃいけないのかもしれないかもしれませんが、もしお  
分かりの方がいらっしゃいましたら、教えていただきたいんですけども。

行木補佐：これは、セシウム137だけの数字となっております。

森口委員：おそらく、その辺りを間違いなく伝えていただく必要があるかなと思っており  
まして、この数字だけが一人歩きをすると、この数字が今現在、空間線量率で、このぐら  
いの数字のところは首都圏でもありますので、そうすると、これはもう移住を奨励されて  
いるのかと受け取られる可能性があるんで、これを134の、ベクレルで言うとほぼ等価だ  
と思うんですが、線量率ですと、さらに134の寄与の方が大きいと思いますので、これが  
現在の空間線量率に読み換えるとどのぐらいになっているのか、ということ、ブレのな  
いように、これ聞かれたときに答えられるように、しっかりと政府の中で整理をしておい  
ていただきたいと思います。

鈴木座長：さて、それでは論点メモについてご説明をいただきましてから、いろいろとご  
議論に入ると。そして、またそのときには、「委員限り」の資料の方の議論の諸要素なんか  
も同時に見ていただくこととなりますか。

土壤環境課長：それでは資料の7、それから、議論の諸要素と題します資料、これをともに置きながら、お願いいたします。

この論点メモのまず趣旨、今回の検討、この討論の趣旨でございますが、冒頭ありましたように、これからこの検討会ではこの原子力事故の除染をいかに迅速、円滑に進めるかということございまして、特に、特措法でこれから決めてもらいます基本方針でありますとか、政省令、これを含めたときの考え方をご議論いただきたいということでございます。

特に、今日、用意をいたしました論点メモには、この中の特に、この辺りが論点になるのではないかとございまして、これが大きく1番、2番、2の(1)(2)(3)と並べてございます。これらの中で、特に、より議論をいただきたいところが、「委員限り」の資料の方で、検討課題というところに示しております、課題でございます。

従いまして、今日は第1回目とございますので、これらについて、論点についてご説明をし、それについての幅広いご議論をいただきたいという趣旨でございまして、これを受けまして、次回の検討会におきましては、より具体的な提案をさせていただきたいということでございます。

以上のような資料の趣旨を踏まえまして、資料のご説明をさせていただきます。

まず、論点の一つ目でございます。除染に関する基本的な考え方、実施にあたっての留意事項ということでございます。これは主に、、それからに挙げるようなことかと思っておりますが、まず汚染に対処するための基本的な方向性。これには例えば、子どもへの配慮のあり方、あるいはリスコミの方法といったことかと思っております。

次に、除染を実施していく上で、基本的に留意をしていくべき事項。例えば、優先順位付けの議論であります。それから、除染後に出てきます土壤の収集、運搬、保管、処分にあって、基本的に留意をすべき事項等でございます。

こういった論点があるかと思っておりますが、この中で特に検討課題として、大きく二つをここでは挙げさせていただいております。まず、先ほどの議論でも少し出てまいりましたが、目標に関する議論でございます。緊急実施基本方針、先ほどご紹介をいたしました。この中には大きくそこに掲げる目標が書いてございます。すなわち、緊急時被ばく状況、現在の運用では年間20ミリシーベルト以上でございますが、このような地域を段階的、迅速に縮小することを目指すとしております。

また、現在被ばく状況では、長期目標として年間1ミリシーベルト以下、さらに今後2年間の目標ということが定めてございます。こういった緊急実施基本方針を踏まえ、この特措法におきまして、この放射性物質の総合的な対応ということを進めていくために、この実現の可能性ということ踏まえつつ、この基本方針に掲げる目標のほかに、例えば、中期的な視点に立った目標が、必要ではないかということでございます。例えばでございますが、一番下から2ページ目に書いてございますけれども、年間20ミリシーベルト以下の地域において、例えば5年後までに居住空間において、追加被ばく線量がミリシーベルト以下と。こういった中期的な目標を定めるべきかどうか、ということでございます。

次に、優先順位付けの議論でございますけれども、子どもの生活空間といった、特に優先的に除染をすべき場所、こういったものをどうするか、ということでございます。

次に、「委員限り」の資料の3ページ目をおめぐりいただきまして、大きな論点メモの二つ目でございます。放射線量に応じた除染のあり方ということでございます。特措法では、放射線量が高い地域、それから、それ以外の地域というふうに分けまして、それぞれ除染を実施するというところでございます。

(1)は主に国が実施をするということでございまして、それ以外の除染については、都道府県、市町村が計画を立て、国の支援の下に実施をするというスキームになってございすけれども、この中で検討課題のところでありすけれども、特別地域の指定につきましてのその範囲の考え方がございます。例えば、具体的な案といたしまして、警戒区域、これは第一原発から20キロ圏内でございます、人の立ち入りが、現在も制限されておりますけれども、これと計画的避難区域、これは1年間の期間のうちに積算線量が20ミリシーベルトに達する恐れがあるということで、計画的な避難が行われている地域でございます。現在、基本的には住民が避難をしている地域でございます。このような範囲とするかどうか。

次に、汚染状況重点調査地域については、法律上、特別地域以外で、都道府県、あるいは市町村の自治体が計画を立て、国の支援の下に対策を実施する地域でございます。この地域の指定につきまして、除染の緊急実施基本方針との整合性、継続性ということを考慮をして、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以上の地域を含む市町村ということが、一つ考えられるところでございます。

これを考えるにあたっての、調査データ、議論がございすけれども、先ほども議論がありました、文科省の航空機モニタリングがございまして、これを基本としつつ必要に応じて、文科省あるいは自治体が測定、公表をしている地上での実施調査結果、これも使用することにしてはいかがかということでございます。

次に、この汚染状況重点調査地域内におきまして、法律では自治体がモニタリング調査をいたしまして、その結果を踏まえて、具体の実施計画、対策を実際に実施する実施計画を策定をするということになっておるわけでございますが、この実施計画の策定の区域の選定に関する議論でございます。この区域につきましても、緊急実施基本方針との整合性、継続性、さらには汚染状況重点調査地域の指定要件との整合性を考慮し、例えば追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以上の区域、ということとしてはどうかということでございます。そして、また、この区域選定にあたっての調査としましては、空間線量率の測定を基本としてはどうかということがございます。

それから、区域選定を具体的にしていくに当たりまして、区域の境界線の絞り込みということが出てまいります。これはこの地域での測定結果をどうするかということでございすけれども、その測定地点をどう選ぶかという選定方法であるとか、あるいは測定地点の数といったこと、さらに局所的に線量が高い測定が出てきた場合、これはどう取り扱ったらいいのか、ということ。このような議論があるかと思ひます。

次に4ページ目にまいりまして、こうした空間線量の結果に応じて、除染の方針、ある

いは除染の実施計画をどうしていくか、その基本的な考え方が非常に重要かと考えられます。ここでは、空間線量の高さに応じて除染方針の例として掲げておりますのが、例えば、年間線量が年間5ミリシーベルト以上であれば、面的除染が必要。年間被ばく線量が1～5ミリシーベルトである場合には、空間線量が局所的に高い場所を除染をすると。基本的には面的除染は必要ないが、子どもの生活圏は特に、面的な除染を行うといったこと、このようなものが一つの例として考えられます。

次に、効果的な除染のあり方ということで、これはより具体的に除染の技術をどうしていくかということでございます。除去すべき土壌等の特定方法、除去と言いましょか、ここは除染と言った方がいいかもしれません。必ずしも狭い意味での除去ではないんですが、この土壌をどう特定するか。土壌汚染対策法では、詳細調査ということで、この対策の範囲、それから深さ、あるいはその用いるべき技術等々定めるために、詳細な調査をいたしますけれど、そういった意味で、この項では、除去すべき土壌等の特定方法をどうすべきか、という議論でございます。

それから、除去土壌等や排水の飛散防止対策について、汚染土壌の飛散流出防止措置に加えまして汚染度合の小さい排水についても措置を講ずべきかどうかという点です。

次に、除染方法等の技術的な事項でございますけれども、標準的な除染技術や当該技術を活用した標準工事の方法を国が定めるということによって、より迅速な除染、特に迅速性ということが非常に強く求められておりますので、ケースバイケースと言うよりも、一定程度、標準的なものを定めて、それを適用することによって、迅速な除染を現場において進めると。このような発想が必要ではないかということでございます。

次に、除染の実施の際に、廃棄物あるいはその土壌汚染の発生物に配慮すべきではないか。

次に、除染の効果の確認でございますけれども、やはりこの早急な除染ということに鑑みまして、空間線量、あるいは濃度限度、ベクレルの測定を行って、除染前後で比較をして、除染前に比べて低減したことの確認をとるということが現実ではないかということでございます。

次に、5ページ目にまいります。除去後に出てまいります土壌の収集運搬保管処分のあり方でございますけれども、まず収集、運搬でございます。作業従事者の関係として、マスクの装着、測定機器の装備、線量の測定に関すること、作業場所の周辺住民について、影響防止の取り組みとして考えられる内容として、飛散流出防止措置、悪臭、騒音、振動防止措置、これをどの程度までやればいいのか。それから土壌につきましては、例えば、分別の義務、混合の禁止といったことが必要ではないかと。それから、収集運搬車でございますけれども、車両使用時における飛散流出防止措置、それから車両使用時の標識、使用後の洗浄、それから事故発生時の応急時の措置等でございます。見た目には放射性汚染の土壌と言っても、普通の土と変わらないわけでありまして、事故時の措置と、応急時の措置が必要かということでございます。その他、土壌の積み替えの制限等でございます。

ここの検討課題の、全体を通して、留意事項のところですが、非常に大きなポイントといたしまして、現在すでに、この放射性汚染物質が広範に広がっており、これをいかに迅

速に除染するかということが、非常に重要であります。一方でこの収集運搬保管処分といったことをあまり厳しくし過ぎると、迅速性に影響いたしますし、また、一定きちんとしておかないと、この収集運搬保管に伴って環境リスクが出てくるということもございますので、この辺りのバランスをぜひ考えてはということが、一つの大きな視点かと存じます。

廃掃法、土壌汚染対策法という従来の環境法がございますし、また原子炉等規制法というものがあるわけでございますけれども、実現可能性ということを配慮しながら、検討する必要があると考えなければなりません。

6ページ目でございますけれども、保管でございます。保管につきましては、ここでは保管の種類につきまして、大きく三つに概念的に分けて見ております。一つ目は、除染現場での一時的な保管。次に、二つ目として、市町村単位での保管、仮置場ということでございます。さらには、これが県単位での保管施設というのがあるかと存じますが、今回の検討におきましては、特に除染を迅速にスタートさせるということで、三つ目の保管施設については今後の検討課題とさせていただければと考えております。

従いまして、1番と2番の保管のカテゴリーについてですが、1番のカテゴリーの場合、一時的でございます。搬入は1回のみ。例えば、学校に除染後に置いてあるぐらいのイメージでありますけれども、あるいはご家庭で家の隅に置くとかということでございます。そうすると、規模として、何々立米未満といったことが考えられます。

こうした比較的短期、少量の一時的な保管の場合の構造、点検について、構造としては埋設保管、それから地上保管ということが考えられます。また点検といたしましては、年に1回ということでございますので、そしてまたご家庭、あるいは学校での保管ということも考えられますので、規模としては比較的少量ということが考えられます。

市町村の方になってまいりますと、これは少し範囲が広がります。それから継続性もございます。ということで、規模も一定程度以上ということになると思いますので、構造としては1の埋設保管に加えて、例えば、ベントナイト、遮水といったものが必要ではないかと。それから、遮へいということ。モニタリングについても、先ほどに比べると頻度を大きく、例えば、年4回が考えられるのではないかとということでございます。

以上の保管につきましては、このような概念整理をとりあえずいたしましたけれども、これのことについてご議論をいただければと思います。ちょっと長くなりました。

鈴木座長：ありがとうございました。だいたい、いろいろと問題点が絞られているところもあると思いますし、基本的な考え方でご議論いただくところもあるかと思います。今日のところは、これで委員の方々からいろいろとご意見をいただいて、そして、それを次回までにまた整理をしていただく、そういうことでよろしいですね。

環境事務次官：おっしゃるとおりでございます。盛りだくさん、ほぼこういったことについて、合意が得られれば、自ずから基本方針もできますし、またこの法律としての基準もできると思います。ただ、さっきも委員長からございましたけれども、あくまで今回の問題にどう対応するかということで考えないといけないということでございますので、私

どもはこの要所、要所、議論するときに、一つは科学的に説明できなければいけないということ、田中先生が言ったように、それだけじゃなくて、要するに地域との、住民とのリスクコミュニケーションというものも非常に大事で、それをしたことによって、ずいぶん実は、対策の方も変わってくるし、いろいろ勘案することも多くなってくるだろうということがあると思います。それから、やはり迅速性も大事でございますので、やはりある種の行政的割り切りで、とりあえず当面ここまでやろうということもどこかで割り切らないと、なかなか答えが出ないという気もいたします。

それで、例えば、今日のペーパーですと、3ページのところで、論点メモの検討課題のところで、除染特別地域の指定ということで、今、除染特別地域という具体的な、そして警戒区域と計画的避難区域だということで、問題提起させていただいておりますけれども、これ、さっき、最初に一井から説明しましたこの法律の中で、地域というのは実は二つ指定をします。それが、まず、今日の案件とは別でございますが、放射性汚染廃棄物の処理の国が地域指定して、国が直轄でその対策を取るところと、それから、土壌、草木、工作機器等を含んだ除染について、国が地域指定して、全面的に国が行う地域と、二つこの地域指定を、まず国が全面的にやるところで指定するわけなんですけれども、率直に申しますと、これ地域の廃棄物と土壌関係バラバラにしますと、非常にその主体が混在して、行政的に対応が不能、時間がかかるということも実はございます。廃棄物の方もこれからもう一度また再開するんですけれども、できれば、同じになるようなことも含めて、お考えいただきたいなということでありまして、ここで警戒区域等と書いたのは、率直に言いますと、今、お住まいの方がおられませんので、そういう地域であれば、なかなかその地域にお願いするのは難しいだろうということで、例えば、この警戒区域と計画的避難区域を今回の、できれば、廃棄物の処理も含めた国が指定する地域にして、国が一括してやるということであれば、スムーズに対応できるのかと。

ただ、当然ながら、特に20キロ圏内というのは実は、濃いところと薄いところ、相当実はバラバラです。私も何箇所か行きましたが、ずいぶん近くでも非常にレベル低いところがありますが、それは対策の中身の問題であって、いずれにしてもお住まいになっていないということを考えれば、できればそういうところを国が一括でやるようなことで、ご議論いただければ、幸いですと思っております。よろしく申し上げます。

鈴木座長：それでは、論点がいくつかここに記載されておりますが、特に、順番を、順を追ってということではなく、委員の方々からいろいろとご意見をいただくようにしてはどうかと思います。たぶん皆さんは、いろいろとご意見があろうかと思っておりますので、ネームプレートを立てていただくほどのこともないのかなと思っておりますが、一応、立てていただきますでしょうか。順次。では、森委員を皮切りに。

森委員：ありがとうございます。検討課題の一番に中長期目標を作る、こういうふうに記載されておりますけれども、ぜひ作っていただきたいと思っております。と言うのは、確か昨日だったですかね。福島の方から小学校の学生が県外に移動されたと。こういう話をニュース

で見聞きしたんですけれども、やはり、自分たちがいつまでここにいて、例えば、環境回復するのだろうかとか、そういうことが分からないと、やはりその心配があって、自分たちの具体的な生活設計ができないんじゃないかと、こういうふうに思うんですね。そういうことがありますので、ぜひとも中期計画を作って、それを基に住民の方々が自分で判断できるような何か情報を提示することが必要じゃないかと。こういうふうに思います。

一方では、今、中期計画を作ると言っても、その中期計画自体が確証がどれだけ取れるの、と。こういう問題があると思うんですね。それが先ほど来、実証実験を、と言っても、規模が小さいわけですし、その効果というのはどの程度出るかというのは、実はまだよく分かっていないし、それから現在では、伊達市とか、南相馬でホットスポットのところのモデル事業が行われています。これはだいたい200メートル真四角ぐらいだったと思うんですけれども、そういうところをやっておられますので、そういうところのデータが出てくる。それから、もう少したぶん大きめのモデル事業も今年度の予備費を使ってあるので、その展開がある可能性もありますので、そういうことを考えますと、そういうデータを還元して、中期計画自体をまたその都度、ローリングプランと言ったらと思うんですけれども、そういう格好に常に見直していただいて、それをもって、冒頭申し上げましたように、住民の方々が自分たちの生活設計をする基礎となるように、その目標を出していただければ、ありがたいんじゃないかと。そういうふうに思います。

そういうことでありますので、逆に、もう一つ、中期計画を作るということからすれば、いろんなことをやったことに対しての記録を必ず作る。今回、記録のことは何も書かれていないんですけれども、これはたぶん今まで我々経験したことがないわけですし、世界でも経験したことがないわけで、このデータというのは極めて重要になります。そういう意味で、逐一、記録に残していくということが必要じゃないかと。こんなふうに思いますので、ぜひ記録のことも、中期計画の中にはぜひ入れていただきたい。こういうふうに思います。

鈴木座長：では、森口委員。

森口委員：論点、多岐に渡るんですけれども、なるべく簡潔に申し上げますけれども、6点ぐらいになると思います、すみません。

1点目は、まず議論の諸要素のところ、頭の中では、中期的目標という話がございますが、中期とか、長期という言葉がございますけれども、やっぱり何年なのかということをも明確に数字で示さないと、齟齬があつてはいけませんので、そこを明確にさせていただきたいということと、それから50%減少、60%減少という数字があるんですが、何に比べてか。現在に比べてなのか、放っておいても自然に下がっていく部分がありますので、それに比べてなのか。除染の追加的措置によっていくら減らそうとしているのかということが、明確に分かることにさせていただきたいというのが、1点目のお願いです。

2点目は、放射線量に応じた除染のあり方についてということと、関係しているのかもしれませんけれども、20ミリ以上という数字が出てきて、一方で1ミリに下げるとということがあって、これ1ミリから20ミリのゾーンって非常に広いわけですね。そういったとこ

ろの中での優先度、あるいは、やはり福島が中心ということになるかと思いますが、先ほど提出資料として、お示しさせていただいた福島県外でも相当に、相対的なホットスポットがあるわけですし、そういったところが今回出ている年間1ミリシーベルトということだと、十分にそういったところが入ってくるということになると思います。ですから、ちょっとその対福島の話と、福島以外のところをうまくメリハリをつけながら、除染のトータルの規模感と言いますか、どのぐらいの規模になるのかということの全体感をまずこれも国民と共有をしていかなければいけないのではないかなと思います。

3点目は、空間的な地域と言うよりも、土地利用としてどういうところを除染していくのかということを確認する必要があるだろう。それから除染する対象物はいったい何なのかということをごさいますて、おそらく、これ土壤環境課さん中心に作られたこともあるのかなと思うんですが、拝見した限りはやっぱり土壤のトーンが非常に強い資料のように感じております。除染、当然、土壤は重要でありますけども、土壤以外の除染対象も出てきますし、法律が成立したときの附帯決議なんかを拝見いたしますと、非常に広い範囲が書かれている。ああいったものを全部カバーしていくということになると、とても今日の文章の範囲内では収まらない話がたくさんあるんだと思います。仮に土壤だけに収めるとしても、じゃあ農地の話はどうするのか。農地の話はここでやらずに、一転、農林水産省の農林水産技術会議の方でおやりになるかということですね。そういったところの整理をしっかりとさせていただきたいなということをごさいます。

それから4点目は、除染という言葉があるわけですが、一部、廃棄物の話も出てくるわけですが、今日の資料の作り方ですと、ある場所の放射性物質をなんとか、どう取り除くかという話にあるんですが、除染といってもなくなるわけではないので、要は、その放射性物質のある場所からほかのところへ移す、あるいは集めていくという話になると思います。その中で、保管等だけではなくて、ある種の間処理的なところ、サイトで行うこともあれば、運んだ先で行うという話も出てくると思うんですが、その辺りの中間処理的なニュアンスが、なんとなくこの資料の中では読み取れないような気がいたしましたので、その辺りも検討課題になるのではないかなと思います。

5点目は、そんな中間処理等の話もあるのですが、やはりまずは最初はそれぞれの場所から、その除染活動を行うということなんですが、やはりその土地の所有者に無断でということではできないということがあると思いますもので、そういった方が中心になると思うんですが、その場合には当然、住民、一般市民も除染活動される主体になりうる。すでに、おそらくお子さんが、そういったところに参加されるようなケースというのでも出てくるのではないかなと思いますけども、そういったところで、作業に当たられる方の被ばく管理、それは一般公衆が作業に当たられる可能性もありうるということですので、そういったところの視点非常に重要なかなと思います。また、そういう機会を捉えて、リスクコミュニケーションという話が出ておりましたけれども、そういったところを十分に、そういった機会を通じて、正確な知識をぜひ伝達していただきたいと思います。

そのことも関連するんですが、最後に申し上げたいのは、やはり崎田委員が退席前におっしゃったことの繰り返しになるんですが、あくまでこのお話は除染が中心で、除染につ

いてお話をされると思いますし、それから、廃棄物処理のところであれば、その廃棄物処理はこうですという話になると思うんですが、やはり、市民、国民の方々もそれ以前の、とにかく今回の問題に関する情報全体がどうなってるのかということに関して、十分説明してもらっていない。分かったことを、ちゃんと説明されていないという要望、非常に強く持っておられるのではないかなと思います。ですから、これも崎田委員おっしゃったことの繰り返しになりますけども、今回、例えば、除染活動でこうしますということだけではなくて、やはり、現在の状況に関して、丁寧に説明していく必要があるのではないかなと思います。政府、我々、技術に対する信頼感というものが、非常に損なわれている中で、その信頼回復が非常に重要だと思いますし、そのことのためにも、情報公開を徹底していただきたいということをお願いしたいと思います。大変長くなりまして、恐縮ですが、以上、6点でございます。

鈴木座長：中杉委員。

中杉委員：3点ほど、お伺いします。一つは、対策を始めるところは、20ミリシーベルト、あるいは1ミリシーベルトというところを決めれば、今度その対策をしましょうという議論がありますけども、これはどこまで下げるかという話が現実にあるんですね。例えば、20ミリシーベルトを超える区域は国がやると言ったときに、国はどこまでやるんですか。1ミリシーベルトまでやるんですか、という話も当然出てくるんだろうと思います。そういう意味でいくと、その辺のところも少し頭の中に入れながらやるようにしないといけないだろうと。要は、そういうことで考えると、中期的目標と言いますか、段階的な目標、これはリスクコミュニケーションの観点からもどうしても必要になってくる話だと思うんですね。ところが、じゃあ、20ミリシーベルトを超えてるところを除染するという目的は、住民の方に帰っていただくという話なんですね。1ミリシーベルトを超えているところの場合には、それは安心をしてもらう。安心をしてもらうという言い方は非常に、言葉が悪いかもしれない。そういうもので、つまり二つ別な話があるんだということを踏まえて、少し考えていく必要があるだろうと思いますね。

それから、細かいところなんですけれども、これは全面的に空間線量でやってるんですが、先ほど森口委員が言われたように、いろんなものを除染をしなければいけないのに、空間線量でやろうというのは、非常に合理的だろうというように思いますけれども、具体的な作業としての空間線量でやるのか、どうかという問題です。というのは、土壌をこれだけ取ったら空間線量がこれだけ下がったということで除染の作業を進めていくのかということになりますか。

それから、もう一つ難しい問題なんですけれども、どこの範囲をやるか、先ほど、森口委員から土地利用の話がありましたけれども、今人が住んでいるところが中心になるんだろうと思いますけども、その周辺はなかなか手を着けられないと思う。今回、いろんなところで水害が起こっているわけなんですけれども、水害が起こったときに、特に山から放射性物質も流れてくる。そうすると、一回除染したところをもう一回除染しなければいけ

いう話も出ると。そこら辺のところも、どういうふうに整理をしておくかという議論もしておく必要があるだろうと。これはたぶんリスクコミュニケーションの中でも、そういう認識も生まれてくるだろうと。山は除染をしなくていいのか。それから全部やるとなると、ものすごい大変な話になるので、それをもう一つ、すぐ議論して、整理をしておく必要があるだろうと思います。

鈴木座長：では、順番に田中委員。

田中委員：いくつか申し上げたいことなんですが、目標を決めるときに、漠然とではなくて、今、避難している人たちがいつぐらいを目途に帰れるようにしますということなんです。というのは、飯舘村に呼ばれて、村長は2年で帰るんだということを主張しています。2年で帰るとするのは全部帰るということではなくて、ある程度帰る目途をつけるというか、帰って住める人も出てくる。その上で、実際帰るかどうかというのは個人の判断。まさにここはどういうふうに、そのレベルの線量をどういうふうに一人ひとりが捉えて、帰るか、帰らないかということは尊重しなければいけないんだけど、一応帰って生活できる環境になるということです。雑駁な言い方すれば、20 ミリシーベルト以下であれば、一応、現状の被ばく状況にできるわけですから、まずそこだと思っんですが、それはちょっと高すぎると思います。1ミリという案が出てたんで、それは無理と私は申し上げたんですが、そういうことを踏まえた計画であるべきと思います。

それから、現状の被ばく状況については、今、伊達市を中心にいろいろ実践し、福島、郡山でいるんな方に話をしてて思いますことは、やはり低線量被ばくについての不安が、どうしても深刻です。このコミュニケーションを取るというのは、勝手に一方的にこちらから何か言ってもコミュニケーション取れません。実際には、除染活動なんかに参加していただくのが良いのですが、これもなかなか難しい状況です。なんで俺たちが除染をやらなきゃいけないんだっていう声、意外と若い人に多いのですが。ですけども、それをなんとか巻き込んで、一緒に汗を流す中で、ようやくリスクの会話が成り立つというところがありますので、そういう意味では、現存被ばく状況のところの目標としては、そういう住民参加型も推進していただくことが大事だと思います。

それから、どっちにしても、今度の除染というのは、プライベートな財産まで手をつけるわけですね。家とか、土地とか、全部そうです。山林も。そうすると、やはり顔の見えない人が言っても、なかなか話にならないです。ですから、ぜひこれは国がやると言っても、基本的な実施計画とか、実施行為というのは、基礎自治体をお願いするのが一番いいと思います。もっと言ったら、特に田舎なんか行ったら、もう見たこともない人が来たら、「何しに来た。」と言われるだけでしょう。ですから、私も何度か行ってるうちに顔見知りになって話できますけど、何かの回し者みたいとか、面倒がられたり、そういうことになりますから、ぜひそこを考慮していただきたいと思います。それでモデル事業と言うと、国とか、県がすぐやりたがるんですが、今、置かれている除染の実際というのは、応用問題を解くようなもの。基礎的な情報や知識は、既に私もいろんなところでお話してるし、

ここでもしたし、県からも出てます。しかし、マニュアルはマニュアルでいいんですけども、実際に現場行きますと違うことも多い。

例えば、山林ですが、里山から木を切って、腐葉土まで削ればいいと言うと、そんなことをしたら土砂崩れが起こるかもしれないとか、いろんな問題がありますから、地域の特性とは何かということ把握してやらないといけないのです。結局、そうなってくると、その土地に生きてる方、基礎自治体を中心になるべきだと思います。ぜひそういうことで、全部の自治体ができるかどうか分かんないけれども、実施計画を作るときに、特措法の中でも自治体の首長さんと相談して、決めるって書いてありますので、ぜひそれを、自治体をそういう意味で活かしていただきたいと思います。

その意味で、国が実施というのは、お金とか、いろんな人的支援をすると、ほかの部分から支えていただけるということかなと思います。

それから、さっきおっしゃいました、廃棄物と除染は、これは切り離してやっては駄目で、後で廃棄物のことを考えるということは絶対、禍根を残してうまくいきません。後でどこかに持って行きますよというのも、注意深くやらないと、最終処分場というのは市町村の壁、エリアを越えて廃棄物を移すことはほとんど今、不可能です。町の中でも、町村合併すると、旧町と旧村とでは、それすら越えられないという状況であります。ですから、とりあえず、仮の仮置場のようなところで、家庭とか、町内会でやってるんですが、その後の仮置場というのはたぶん最終的には、私は市町村ごとに複数個の仮処分場を考えた方がいい。その最終処分場という定義が今、法律上ないから、仮処分場なんだろうと言ってるんですが、200~300年安全に担保できるような処分場を作るべきですということをお願いしています。たぶん、最終処分場のことを考えると、それくらい置いて大丈夫なしっかりした仮処分場を作るということ、ぜひお願いしたいと思いますし、量的に言っても、あるシンクタンクの評価ですと、だいたい6,000万トンぐらい福島全域で出てくるということです。私もざっと見て数千万トンだろうなと思ってますし、各市町村で数百万トンということになりますと、相当大きな一種の産業廃棄物処分場のようなものを数個作るようなことになるのではないかと思います。

その間、期限の問題があるので、仮処分場と言って話をしますと、「何年だ。」って必ず言われます。で、「300年です」って私は言ってるんです。結局、それぐらいの覚悟を地域の方に迫らないと除染ができないですね。だから、そういうことをしっかりと、決して、伊達市とか、昨日も飯館に行きましたけど、自治体が腰砕けになっては駄目、ごまかしては駄目ということをお願いしています。

それから、もう1点、廃棄物のスクリーニングですが、現場では、とてもそんなものは区別できません。例えば、変な話ですけども、伊達市の場合は家畜とかたくさんいますが、ふん尿とか、そういう始末すら困っちゃっているんです。今まではリサイクルできたものが、全部今、放射能汚染ですから、麦わらも含めてリサイクルできないわけです。ですから、それはみんな廃棄物なんです。土壌とか、草とか、皆さん、そういう比較的きれいなことを考えてますが、そういうこともありますので、そういうことではなくて、まとめて処分できる処分場が必要です。ただし、山林のことを考えると、可燃物と不燃物ぐらいは

分けた方がいいんじゃないかと思います。ぜひ可燃物を燃せるような施設、今の施設で燃せるのかどうかという安全の評価というのもぜひ発信していただきたい、そういうふうに思います。以上です。

環境事務次官：一つだけ言うと、場合によれば仮設で、今回の廃棄物処理の専用で焼却場を作るということはあると思います。

田中委員：はい、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。すごい量が出てきますので。

鈴木座長：大塚委員。

大塚委員：ただいまの非常に詳しい、含蓄のあるお話の後でしにくいですが、2点重ねてでございますけれども、一つはちょっと質問ですが、4ページの上の方に出ている5ミリシーベルト以上と1～5ミリシーベルトに分けるとするのは、分けるということ自体については賛成なんですけど、5で切っている理由というのは、どこにあるのでしょうか。今の作業でおそらく、だいたい5ミリシーベルトという基準があって、見直すという話もないわけではないみたいですけども、そこがお伺いしたいところでございます。

私自身の意見としては、先ほど森口委員等がおっしゃったように、どこを優先すべきかということを一応考えながら、対応した方がいいということが非常に重要だと思っています。というのは、非常に莫大な作業になると思いますので、そこを考えないと、効果的な対応をできないということに気がしています。いく人かの先生方もおっしゃったように、人の住むところからというのが重要だと思えますし、ただ他方で、避難対象区域の中の最もコアの、例えば原発から3キロ以内という辺りというのは、むしろ借り上げをするという話も出ているようですから、そういうところは先にやるのが適切かどうか、というのはちょっと私にはよく分からないところがあって、人が住むところを割と早い時期から考えるべきことから先に対応した方がいいのかなというイメージです。ただ、今の点はかなり微妙な問題があると思いますので、なかなか申し上げにくいところではございます。

それから、森林に関しての評価は、朝日新聞だと思えますけど、落ち葉を除染とか、回収とか、処理すれば、セシウムの9割が取れるという話がありましたけど、どれぐらいの確証があるデータか分かりませんが、早く対応したら効果的だということは、やはり早く対応しなければいけないというところがあると思いますので、その辺を気を付けながら、計画を立てていただくようなことが必要ではないかと思いました。

それから、もう一点は、この洗浄をした後、それをどういうふう処理するかということは、これから検討していくんだと思えますけども、汚泥が出ればそれは廃棄物ということになりますので、先ほど来、多くの委員もたくさんおっしゃっていただいたように、土壌の除染の話と廃棄物の話は、極めて密接につながっていますので、その辺を考えながら基準を立てていくということだと思えます。とりあえず、以上でございます。

鈴木座長：大迫委員。

大迫委員：1点目は、今、ここの中で出ている、除染後に出てくる廃棄物の問題でありまして、やはり先ほど除染で出てきたものを不燃と可燃は最低限の区別というお話もありました。そうすると可燃はいろんな安定性から見ても、中間処理という中継をセットで考えるという視点、これは森口委員の方から述べたとおりであります。そういったところをやはりもう少し入れていくべきかなということ、それから不燃系の物が、土壌に例えば異物として混じった場合に、どうしても廃棄物とか、土壌とかがという細かい区別の議論をすると、分けなさいいけないのか等々あるかもしれませんが、そういうことじゃなくて、やはりそこはもう一体となって、安定的な物であれば、同じような形で処分していくとか、柔軟な対応がやはり現実的ではないかと思えます。

それから、ちょっと私、不勉強なせいかもしれませんが、この追加被ばく線量というものの評価の仕方は確立されてるのか、という。これは質問にもなるかもしれませんが、つまりこれはさまざまな経路からの被ばくが、生活環境の中で考えられるわけでありまして、また同時に、その人の行動と言うか、一人ひとりの行動自身との関わりもあって、つまり回避行動みたいなものをどこまでセットで考えていくのかと。それはたぶん優先順位を決めていく際も、こういったところはこういう行動をある程度、管理・制限する中で安全を担保して、より優先度の高いところからやっていけばいいんじゃないかみたいなことがあります。そうするとやはり、どういう経路から、どういったところに被ばくを受ける可能性があるのかということ、できるだけ開示して、この除染計画と生活の行動計画みたいなものを、セットで提示していく必要もあるんじゃないかと思っているのが2点目です。

それから、3点目は、いろいろ除染を進めていくに当たっての事前の調査であるとか、それを評価する等、いろんな監視と測定体制というものが重要になります。まだ、そういった整備がかなり遅れている状況かと思えますので、緊急性の中で、どこまでそういう体制を整えて、信頼性のあるデータが出るような仕組みを作っていくかということも、合わせて議論すべきじゃないかなと思っています。以上です。

鈴木座長：稲垣委員。

稲垣委員：各委員の意見とほぼ一緒なんですけれども、私が一番心配しているのは、放射性廃棄物を処理するときに、全国いろいろ声かけられたときに、ほかの地域からはなかなか地域住民の理解が得られなかったという問題がございます。今回の問題も先ほど、田中委員も言われましたように、除染した場合に、多くの廃棄物が出てくるわけですので、これからの課題だとは思いますが、これからどの程度の物が出てくるんだということをあきらかにしていけないと、何年で処理していくんだというのが決まっていけないと思えます。

ですから、場所はその程度の場所が確保できるかということも含めて、少し長期的に、例えば、優先的にこの地域をやればどのぐらいの量の廃棄物だとか、土壌が出てくるよと。それに伴って、中間処理したり、あるいは一時保管する場所があるよと。やる、やるとは言っても、中間処理のところとか、あるいは置くところがなければ、まったく意味ないわけですから、なかなかこういうものを置くと言っても、皆さんの理解を得るのは大変難しいかとは思いますが、そういう計画的なものを何か今後作っていただくと、どの程度の時期までに、どういうところから順番にやっていくかというのが、明確になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういうのを次なり、あるいは次のときに出していただけるとありがたいなと思っております。以上でございます。

鈴木座長：それでは古田委員。

古田委員：JAEAの古田でございます。段階的な基準という意味では、現在は1から20ミリシーベルトの点で、例えば、20ミリシーベルトというのは平成元年から、原子力規制法が変わって、作業員の線量限度となり、1ミリシーベルトは公衆の限度になったんですけど、それ以前は5ミリシーベルトが公衆の限度ということがありましたものですから、そういう意味では5ミリシーベルトというのは、一定の理由があるかなと思います。

それから、廃棄物についてなんですけれども、これをやはり廃棄物で邪魔なものという考えに立ってしまうと、やはりいつまで経っても、これはたらい回しのような形になって、なかなか行き先がつかなくなります。特に、例えば、平成元年に人形峠でウラン残土問題というのがありましたが、そのときに鳥取県側で掘り出したウラン残土をほかの県に持ってくるという話があって、これで30年ぐらいもうこれが続いています。最近ようやく、解決していますが、そのためにも有効的に利用するという発想が、やっぱりどこかにいるんじゃないかと思えます。

例えば、セシウムなどの水に対する溶出率とか、その辺のデータがちゃんとあると思いますので、何か固めるようなことを工夫して、どこまで実現可能か分からないんですけども、例えば発電所の近くの海が、海底がかなり汚染されているのではないかなと思います。そういうところをうまく埋め立てて、汚染の拡大防止のためにも使うとか、何かそういう有効利用という観点で、この廃棄物の処分ということについては必要じゃないかと思えます。ちょっとそれにはかなり関係者の理解とか、そういうのが要るかと思うんですけども、それぐらいのこともちょっと考えたらいいのかなと感じます。

それから、私、放射線管理を長いことやってきていますが、放射線があるということと、被ばくをするということは、これまったく別物でございます。例えば山の中で、線量が高い、高いと言っても、そこに人が入らなければ、それは被ばくしません。という意味では、やはり、子どもさんの被ばくを1ミリシーベルトに近づけるというためには、子どもさんのやはり生活パターンとか、どういうところに何時間ぐらいおられるか。そういうデータを基にして、そこをまず優先的に除染をするという発想が必要かと思えます。という意味では、やはり生活パターンとか、生活行動、そういうものをしっかり把握されて、どこを

優先的に除染するか、そういう発想がまずいるんじゃないかと思います。

それから、森林についてなんですけれども、森林についてはなるべく個人的な意見としては手を付けない方がいいと思います。例えば、それが汚染源になるのであれば、その拡散防止程度の何か緩衝帯を設けるとか、何かそんなようなことで、森林を全部やるというのはかなりこれは大変なことですから、どちらかと言うと、そこに近付かないとか、ある程度の管理をすることによって、被ばくを防ぐと。そういういろんな被ばくの軽減策がありますので、その中から実現可能なものを選択していくということが必要かと思います。とりあえず以上で終わります。

鈴木座長：では、細見委員。

細見委員：ちょっと、この論点のところ、一番例えば、最後のページで言いますと、おそらく非常に難しいことはよく理解してるつもりですけど、例えば、PCB の処理を考えた場合に、全国でどこそこでやるという、ブロック別だとか、その最後のところを一応決めたいわけですね。それがないと、全体の像が見えにくいので、例えば、このページで言うと、一番最後のところが、今後の検討になっていて、もちろん検討されてると、非常に大事な話でいろいろやられてると思うんですけど、最終処分的なところがある程度イメージできないと各市町村の中で、次、議論するというふうになかなか進まないのではないかと思います。

これ、難しいことで、申し上げにくいですが、例えば過去の例ですと、水俣湾の水銀の底質を150万立米ぐらいを埋め立てて、港湾施設とそれから公園区域にして、今はどうなってるのか。これよく見てみると非常に、放射能とももちろん流出水銀とは違うとは思いますが、そういう意味で、埋め立てたもの、物質としてはそこにずっと存在し続けていますので、そういう事例というのは、日本としても公害防止事業としてやってこれた経緯がございますので、何らかの形でその部分を明確にして、次にじゃあ、市町村レベルはどうだかとしていかないと、なかなか最後の姿が。もちろん場所というのは非常に難しいんですけども、ぜひどこかで議論しておかないといけないのではないかと思います。

それから、優先順位のことがいくつかございましたけれども、子どもへの配慮ということがいろいろ言われていますけれども、私ども大学の委員会から、若い女性、妊婦とか、もうちょっと前のところまで議論をしておかないと、子どもさんだけではない、いろんな人、弱者もいらっしゃるということも少しご配慮お願いしたいなと思います。

それから、最終処分を決めると同時に、中間処理である程度の技術がいくつかもう検討はされてはいると思うんですね。収集運搬の過程で、分級洗浄だとか、いくつか試みられていると思うんですけども、そういう技術についても少しサーチをしていく必要がある。それから、最終処分を考えたときに、稲垣委員もおっしゃってましたけど、全体像が例えば、今非常に難しいとは思いますが、楽観的なシナリオ、あるいは悲観的なシナリオとか、いくつかの範囲の中でだいたいどういうものがどれだけ出そうなのかと。現時点では、こうだと。将来、保証は非常に難しいとは思いますが、現時点で分かっ

ている情報からするとこうだというのが、ある程度、やっぱり目安を出すべきではないかと思えます。

それから、森林に関しては、私も古田委員が言われたように、非常に今すぐやるべきかどうかは問題だと思えます。どちらかと言うと、やはり市街地と農地ではないかと。ただ、最終的に溜まるのはたぶんどこかの底質・ヘドロ的なところかなと思えます。そこから次の我々の食に対して問題はないのかというのは、ちょっと私もそこ不勉強なので、その底質に溜まってからそれ以降どうなるのかということも、理解しておかないと。今、現状、例えば、魚を食品加工にするとき、かなり放射能の規制が、実際に商品として売る場合に厳しく要求されてるような事例をいくつか聞いていますので、もし、そこで厳しい値になっていると、それを超えたものがすべて廃棄物だとか、そういうふうになっていきますので、少し除染する際に最終的なところ、処分場とそれから環境中で溜まっていくものを、その後のフェーズと言うか、評価と言うか、考慮しておくべきかなと思えました。以上でございます。

鈴木座長：これ、議論いただいているときりがないんですが、どうしましょうか。追加的なものをそれでは簡潔にたまわれればといったことで、田中委員。

田中委員：今の議論の中で、森林の問題ですけども、これも含めて、その地域の方に決めていただく必要があります。森林に依存して生活している人たちがたくさんいるわけですから、そこら辺はこちらの方からどこがやるべきだとか、そういう優先順位も含めて、これは国の方とかどっかで決めて、ああやれ、こうやれと言うべき問題ではないので、そんなことしたらとんでもない騒ぎになりますから、よく注意して考えてもらいたいです。

それから、業の問題がちょっとあると思うんですね。特措法を見ますと、業について若干、業とするものについては環境省令とか何か許可がいるように書いてありますよね。環境省の基準に合うとか、48条、保管または処分を業としてはいけないというような。この辺がある意味では大事でして、私が飯舘村の長泥で除染を行ったときに、今でも同じような線量率ですけど、だいたい20人ぐらいでやって、1日当たり平均50マイクロシーベルトぐらいの被ばくでした。従って業として除染作業とか、そういう運搬なんかやる方になると、それなりのやっぱり放射線の被ばくの管理というのを、必要になるんじゃないかと思えます。

それから、もう1点悩ましいのは、実際そこに住んでいる場合、その除染作業に加わったからって、特別にプラスの被ばくをするわけじゃないんですが、一般住民の方の被ばくをどう見ていくかということが一つあります。ただ、これを全部管理してやれっていうことになる、おそらく無理なので、その辺の割り切りが大事ではないかと思えます。それから、除染をした後の被ばく管理というのは、除染をしなくても同じですけども、結局、人は動きますので、個人ごとの被ばく量測定が必要だと思います。毎時3.8マイクロシーベルト以下が避難という判断をしていますが、実際にガラスバッチを何十人かの人につけ

でもらった結果をみると、空間線量から国の式で推定した被ばく線量と比べて実際の被ばく線量は、半分以下、3分の1とか、4分の1になっています。こうした状況をどういふふうに、今後、捉えていくかということなのですが、安心の問題から言うと、一人ひとり、例えば3カ月とか、半年毎に測ってあげると安心しますので、そういう意味では少し検討されてはいかがだと思います。

それから、処分場についてはセシウムだけですので、これは技術的に極めて安全に処分できますので、一般廃棄物の、産業廃棄物の処分の設置基準みたいな、設計基準みたいな、環境省か何かから出てると思うんですが、同じようなものを仮置場についても、簡単なものを作って指示していただけるといいと思います。

鈴木座長：処分ですか。処理じゃなくて。

田中委員：処理と処分をよく混同するんですけども、処理技術が先にあるのではなくて、まず今は除染ですから、処分が先になるのだと思います。

鈴木座長：森口委員。

森口委員：2巡目で恐れ入ります。二点だけ。ほかの委員がおっしゃったことのちょっと繰り返しになりますけれども、重要と感ずること。

1点は大迫委員がおっしゃった追加的な被ばくのところです、ここでその地域に居住することによる外部被ばくのことだけを言っているのか、あるいは、食糧なり、水なり、いろんなところからの被ばくをトータルで議論をしているのか。おそらくは政府全体として、食品の方の一生涯100ミリみたいな話もありますので、それを全体の話としてどうするのかということのやはり説明を、どこかで明確にしておいていただく必要があるのではないかと思います。ここで説明できないとしても、ここで言っている追加的な被ばくの1ミリというのは、どこの部分を指しているのか。じゃあ、それが全体じゃないとすれば、ほかの部分も含めてどうしようとしているのかということ、やはりこれを進めていかれる中で、どうしても聞かれる話じゃないかなと思います。

2点目は、廃棄物処理に関して、もう各委員が、おっしゃっていることかと思うんですが、田中先生がまさにおっしゃったように、最終処分、どういう形の最終処分があるかによって、中間処理した方がいいのか、しない方がいいのか。あるいは、その処分場に関してもやはり各市町村の中で考えるしかないのか。細見委員の方からPCBの事例、全国何箇所という話がありました。ああいうことが可能なのか、ということによって、中間処理をかけるか、かけないかという話が大きく変わってくると思いますし、それは場合によってはサイト、サイトでの除染をどういう方法で行うかということにも関わってくるんだと思います。

ですから、最終処分の話というのは、なかなか議論ができないので、ということに今なっておりますが、やっぱりそのところ、本当に議論ができないのか、やっぱりそこを議

論した上で、中間処理なり、除染の技術のことを考えていくのか。それは非常に重要な点だと思います。熱処理、焼却の話もありました。それから、そういったものを積極的にやっていくのかどうかですね。

それから、この間もうすでに災害廃棄物の方の検討会で議論されていると思いますが、災害廃棄物の方はもう最初はおそらくがれき、津波がれきなんかを対象として検討されたと思うんですけども、現実に全国の一般廃棄物焼却工場に出ているのは、どちらかと言えば、すでにもう除染と言いますか、草木を刈ったりして、一般廃棄物として出されたものが焼却灰の方にきているということかだと思います。ただ、逆にそちらの方が今、超えてしまっているんで、そういうものをなるべく焼却処理施設に持ち込まないでほしいという、ストップを逆にかけてしまっているような状況もありますので、出口が動かないと除染の方の活動に対して、やはり、ここは跳ね返って来るということは、現実に起きていることかだと思いますので、それは十分に注意をしなければいけないことだと思います。

あと、田中委員もおっしゃった市町村の外に出られないという話は、おっしゃるとおりかなと思うんですが、一方で福島県内はそれほどでもないかと思えますけれども、首都圏等の、現実には焼却灰がある種の濃度に達しているようなところだと、自前の処分場を市町村内に持っていないところもたくさんありますので、そういったところでどうしていくのかという話は、これは廃棄物の議論とも直結するところだと思いますけれども、そのところはやはり、そこだけでは済まない問題があるということは、ぜひこちら側の検討会でも捉えておく必要があるのではないかなと思います。

鈴木座長：よろしいでしょうか。森委員、では簡潔にお願いします。

森委員：今、森口委員から処分場の話がございましたけれども、今回、除染して、土壌とかがれきとか、こういうのが出ると思いますが、まずは中間貯蔵をするということになると思うんですけども。それは一般的な中間貯蔵はやっぱりある年限で処分場の方へ出てくるというのは、論理的な前提になりますけれども、たぶん実態的には相当長期に渡って、そこに置かれる可能性があると思われま。そういうことから言うと、中間貯蔵と言いながら、処分場に近い、設置にあたっての評価を行って、そこが適地かどうかということを確認していくことが必要じゃないかと思えます。

それから、あとは、じゃあ処分場に除染したものをすべて持ち込めるのかと。こういうことから言うと、やはり処分の負担をいかに減らすかというのも、一つの方策だと思います。全部持ち込める場合もあるかも分かりませんが、往々にして処分の負担というのは結構費用的に大きいわけですので。そういうことから言うと、廃棄物を減容する努力と言うんですかね、そういうのも必要じゃないかと思えます。それは処分の前の処理になると思いますが、そういう努力も合わせて行う必要があるんじゃないかなと思います。

それから、これから具体的に除染を行うわけですので、じゃあどの技術が適しているのかということに関しては、まだ必ずしも十分に分かってるわけではないと思

います。さまざまな技術提案がある状態だと思います。それをたぶんこれからいろんなモデル事業とか、さまざまな取り組みの中で、いろんな技術が実証されてくるんだろうと思います。

お願いしたいのは、実証したものについて評価をぜひ行っていただきたいと思います。それによって、もちろん高汚染のところに使える技術もあれば、低汚染のところに使える技術も、さまざまな技術がきっとあると思うんですね。そういうことによって、わが国のある意味では産業界も含めた総力を、福島環境回復に向かって、使っていけるんじゃないかと。こんなふうに思いまして、技術的な評価もぜひ行っていただきたいと思います。

それから、最後のお願いですけれども、ここでお願いして実現するかどうか分かりませんが、すでに国の研究機関がさまざまな取り組みをされております。特に原子力機構は福島にも支援本部を設けるとか、そういうことで原子力関係のいろんな今回の除染関係についても、相当のいろんな技術知見を持っております。そういうことについて、ぜひ情報を提示、あるいは開示して、これからさまざまな取り組みが行われる中に、そういう国の研究機関が出した成果を、うまく活用できるような仕組みをぜひ作っていただきたい。こういうふうに思います。以上です。

鈴木座長：ありがとうございました。いろいろと大変多様であり、なおかつ、共通する面もありましたし、本質的なところに関わるところもお話いただきました。若干、ご質問なんかもあったんですが、よろしいですかね。

環境事務次官：委員長自身のご意見は。

鈴木座長：私、よろしいですか。やっぱり一番大事なことは、これまでの6カ月の間にいろんなことが起こり、試行錯誤なさった時間が、右往左往というふうにはしか見えないわけですね、国民の側から見ると。大変なご努力も集めながら、そしてまた技術開発と称するものもいろいろとありながら、どうなってるのか。先ほど、住民の方からすれば、いつ帰れるのかということになるのかもしれませんが、それも含めてあの地域はどうなるのか。これに対するやっぱり確としたイメージが持てないでいる。それは何と言っても、その全体像が、きっちりと把握できてないということなんですね。全体像というのは何かと言うと、じゃあ、福島の第一からいったい何ベクレルが放出されたのか。そのフェイトはどうなったのか。どの地域にはどれくらい落ちたのか。それくらいのフェイトアナリシスぐらいいは、原子力関係の方はすぐ出せるだろうと私は思ってたんですが、そういうものも出てこない。したがって、どこまできれいにすればどうなのか、というところもなかなか把握できない。それはもう、今、言ってもしょうがないことで。

ですから、現状からスタートするとすれば、現状の被ばくと言いますか、汚染をしている状況をつぶさにやはりグランドトゥールズと言うか、地上の汚染されている部分に関しては少なくとも面的に把握をして、それをやっぱりきっちりと2次的な評価を加えたメタデータをもとに、どういう状況にあるということを国民に開示していくという、そこから

始めなければいけないのかなと。そのモニタリングはやはりこれから継続してやっていかなきゃいけないでしょう。しかも、モニタリングと言っても、大づかみに1キロ範囲でというところ、あるいは何百メートル範囲という精度だけではなくて、それ以外に局部的に濃度の高いホットスポット的なところがどういうふうにあるのか、なぜそれが生じたのか。それから、存在形態も森林と一言で言ったって、葉っぱよりはたぶんバーク（樹皮）に固定され、付いてることも多いでしょう。それから腐葉土にキレートの効果でつかまっているでしょう。2年、3年置いといたら、必ずそれが分解して、土壌に今度は移行していくわけですね。どういうところにあるか、それはどういうふう処理しなきゃいけないのかをやっぱり見せていくことも必要だと。

しかし、それを個別の研究者に求められても、これは私はとてもじゃないけれども大変だろうと思います。したがって、やはりこの特措法に基づいて、国としての中枢機能をどこかに集約して、やはりこれは環境省でやらなくてはいけないということになってるわけですから、現地に置くのか、あるいはその近郊に置くのか。それをしっかりと体制を作るということが、たぶん我々から提言していくことの一つになるんじゃないかと思っているんですが、それをどういう体制でやるかは、これはまた考えなくてははいけない。

そして、いろいろ汚染地域を除染していくに当たって、汚染された土壌その他を採取し、そして可能であれば減容処理をして、現場保管ののち、中間貯蔵に回り、最終的には適切な処理をして、最終処分に向かうことになるのでしょう。中間貯蔵の量としては、先ほど6,000万トンとか、5,000万トンとか、数字がありました。そういうものをやはり想定するとしたら、場所はもう限られているわけですね。これは広く分散してというわけにはいかないし、可能であれば1箇所。もう、要するに、福島県でもしそれを抱えたくない、他県にということになったら、これはまた受け手があるのか、大変な課題となる。それをどうするのかという悩ましい問題となるでしょう。それをただ福島県に一方的に負っていただくということも、これはある意味では福島県というのはもう最大の被害者であるわけですから、その辺のところを納得の上で、そういう形が実現できるのか。もちろん、別の形もあり得ると思います。

そのためにもやはり全体像があり、そして最終的な形に向けて、そこに至る過程をロードマップをきっちりと示す。これはもう間違えたくないと思いますが、例えば、10年でここまで、20年でここまでという、あるいは当初の2年、5年はこう。これはまさに先ほど森委員がおっしゃったようにローリングプランでいいと思うんですね。今ベストの、ともかく考え方を適用すれば、そういう形で進んで行きますと。これがやはり住民の方にも、あるいは、周辺の方々にも理解していただくということが、私は大事だろうと思います。

環境省が中心となると言いながら、やはり森林のことになれば、これは林野庁の問題もありますし、農地になれば農水省の問題も出てくると。そういう他省庁と一体となって進められるように、環境省がどう司令塔の役割を果たすことができるのか。それはお金の流れだけでうまく制御できる面もあるでしょうが、もっとやはりきっちとした高い理念の下に、この中枢機能を作っていく。これが私は大変重要だろうと思いますし、そこで動いていることがすべて透明性を持って、国民に理解していただきながら、いろいろな形で難

しい判断を下していくということなのかなと思います。食品なんかの場合ですと、単に農地の汚染というよりは、内部被ばくの問題につながる食品の汚染ということもあるでしょうし、いろいろなことがありますので、その辺のやはり多様な判断が必要になっていくのではないかと思います。

また、自治体と国との関連も難しい問題を生んでいます。やはり自治体は現地を抱え、そういう意味では大変重要な判断を下す役割を求められながら、また一方において、それぞれの土地の私有権に伴って生じている、わが国固有の問題もある。そういうところと、将来、その地域をどのようなビジョンを持ってどういうふうに新たな地域を作っていくのかという、そういう問題とを、どうすり合わせていくことになるのか。これは我々が決めるというよりは、やはり現地の方々に判断をしていただくということが必要なのではないかと思います。

ともかく、難しい問題がいっぱいあります。最終処分については、検討中とされていますのは、ここでの課題とはしないということかなと思いますが、ここはやはり最終的には非常に重要になるだろうということはたぶん皆さんも共通認識だと思います。

水環境担当審議官：ひと言ちょっといいですか。

鈴木座長：はい、じゃあ、その辺のところ、加えていただければ

水環境担当審議官：6ページの、ここでは今後検討というのは、もう少し技術的な観点で、いずれにしても特別措置法で、仮置場が私の認識上は保管施設になりますけれども、構造の基準、点検の基準等を決めなければいけないと思っていますので、1と2のようなものは現に残っていると。緊急の実施方針ですでに、ここにも記されているので、それを継承してはどうかという大まかな考えでございまして、3のところは中間貯蔵施設という、これも貯蔵施設であるし、最終処分ではありませんので、今回の法律上では保管施設という概念に当たりますけれども、この構造基準というのはどうすべきか、というのは、保管施設とは言え、100年単位で保管するという観点に立てば、どういう観点に立つかによって、その構造基準が変わってまいりますので、1月1日までに決めなくても、せっかく場所も決まって、建設会社も入ろうとしているのに入れないという状況にはございませんので、もう少し1と2をまずお時間いただいて、緊急にご判断いただき、その後検討していく課題だということで、こういうふうな今後検討といたしました。

環境事務次官：ちょっといいですか。技術的な課題は今、関が言ったとおりなんですが、問題はやっぱり場所の問題ではあります。それから、割と技術も、要するにそもそも除染すること自身の技術のいろんなご指摘を、それから除染した後に、それをどう減量化するかという技術と二つタイプがあると思います。その辺もだから、どういう形で採用するかということをやうまく分けないと、現場で最初から量を小さくして除染しようとする、かなり無理もある場合もありますし。そのステップ自身をよく考えていかないと、早くご

帰宅いただくという目的からどんどん離れてしまうという恐れもありますので、その辺はぜひ目的を忘れないで、私ども作業したいと思えますし、議論もいただきたい。

それからやっぱり場所の問題は大事でございまして、ここに県単位と書きましたけれども、どこかに PCB のような形で、特殊な技術を持った人がいて、そこに持って行けばすべて解決することはございませんので。そういう意味ではかなり現実的な、長期貯蔵の場所を考えざるを得ないということで、ぜひご議論いただきたいと思えます。

鈴木座長：いろいろと大変な。先ほど何人かの方から技術開発をということがありましたが、今から基礎技術から初めて実用規模の技術開発まで、それを待っているわけにもいかなないので、やはりすでにいるんな、既存の技術の応用の提案もありますし、そういう技術もやはり中枢機能できっちりと評価をして、そして、実際に施工していただく、これはゼネコンになるのか、どういう形になるのか分かりませんが、そういうところがお使いになる上でも、この中枢機能がやっぱりきっちりと目を光らせながら動かす。それくらいのことがないと、せっかくのこういう事態を人類の将来に渡る資産として活かすことができないんじゃないかと思いました。

ともかく、この検討会の使命というのは、そういう意味では大変重たいと思えますので、ぜひ、いろいろとこれからもご意見をいただきながら、うまい形で進められればと思っております。

事務局の方からはいろいろとまだ、先ほどの例えば業という問題もあったりしましたが、あれは要するに環境省の、きっちりとした形にそぐわない形での業は困ると、こういうことなんでしょうね。違いますか。生業としてという。

水・大気環境局長：基本的に法律上は国が委託するとか、あるいは関係省の基準に従ってやるとかという以外に、勝手に業としてやるようなものは駄目ですよ、ということが法律では書いている、そういうことです。

大気生活環境室長：ちょっと補足させていただきます。まず、今回の除染はやはりある程度安全性の確保ということもございまして、信頼性の確保ということもございまして、公共が管理してやろうということで、国とか、市町村、あるいは県というのが実施の主体になるという考えでございまして。そこから委託はできるんです。ただ、それ以外の方から委託を受けるような業は、これは禁止というふうに法整備をしておりますので、今やっている国とか、市町村がやることを受ければ、これは大丈夫だということです。

それから、いくつか法律に関連して、ご質問的なところがございましたので、少しお答えしたいと思いますので、よろしゅうございましてでしょうか。

はい。まず、農地につきましては、農用地につきましては、農業の回復とか、農作物の観点でございますので、これは今、農林水産省の方で、除染の考え方がありますけど、モデル事業の実施ということでやっておりますので、そのような考え方はまた一つ参考になるうかと思えます。

それから、土壌だけではないということでありまして、もちろんその上に建ってるもの、いろんなものが読み込めるようになっております。それは今後はいろんな実際のモデル事業等の実施を見て、いろいろどこをどういうふうにするかと決めていくことだろうと思っております。

それから、人、自治体の協力が大変大事だという話がありました。当初、法律を考えるときに、国直轄事業はなくてもいいから、とにかく市町村でもう割り振りいただこうと、人の財産に手を付けるときもあるし、計画の優先順位が分かるのは、まさに地方自治体であるし、しかも、復興計画もまさにもう入り口に関しての話だからということで、市町村を計画の中心になるべきということでありましたけれども、まあ、国の責任ということもありますので、あるところについては国がもう全面的にやる。あるところでは市町村に全面的にやっていただくけれども、国が全面的にバックアップするという仕掛けにしております。

それから、本当の高い線量のところはどうか、という話につきましては、今、モデル事業で、どこまで作業の安全の確保をやりながらできるのか、ということについてのモデル事業を、この秋からやるとしてございます。

田中委員：私は伊達で5ミリと言っているのは、実際除染をしてみるとそれぐらいが現実的に除染可能なレベルということ。つまり、被ばく線量で5ミリと言うと、空間線量で時間当たり1から1.5マイクロとかになります。特定避難勧奨地点なんか、もちろんやればやるほど下がりますけども、いっぺんに1ミリまで下げるのはちょっと難しい。それから、成人が20ミリということになっているので、幼児のことを考えると、まあ単純に3分の1くらいにした方がいいんじゃないかという判断をしています。一応、幼児のリスクが3倍程度考慮すれば、安全だという国際的な判断もありますので、そうしたことを考慮すると5ミリぐらいを目標にすれば、子どもも親と一緒に暮らせるでしょうということです。この値は、何年前の一般人の被ばく限度は5ミリがだったこと。それから、管理区域基準でいくと、だいたい年間5ミリぐらいであることなど、いくつかの理由を合わせて5ミリシーベルトで良いのではないかと申し上げて、そうしてるんですけど。

鈴木座長：さて、それではこんなところで、あとはこれをまとめていただいて、次回のまたこの検討会で9月の27日でしたね。また、ご議論をいただくと、そういうことでよろしくお願いたします。事務局の方から何かございますか。

大気生活環境室長：本日は貴重なご意見を多数たまわりまして、どうもありがとうございます。次回、本日いただいたご意見を踏まえて、課題を整理した上で、環境省の考えをお示しして行って、また新たにご議論いただければと思っています。次回でございますが、先ほど、鈴木座長が言いましたように、27日火曜日に開催することとなっております。よろしくお願いたします。

鈴木座長：では、どうもありがとうございました。